



三井住友DSアセットマネジメント

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日: 2025年12月12日

ラップ専用・三井住友DS・ 米国株式セクター戦略ファンド

追加型投信／海外／株式

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

株式会社SMBC信託銀行

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)
第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれてありますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社の概要

委託会社名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月15日
資本金	20億円(2025年9月30日現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額	15兆3,518億円(2025年9月30日現在)

商品分類・属性区分

商品分類			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	
追加型	海外	株式	
属性区分			
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	年1回	北米	なし

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年11月26日に関東財務局長に提出しており、2025年12月12日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的

上場投資信託証券(ETF)への投資を通じて、実質的に米国の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

1 当ファンドは、投資者と販売会社が締結する投資一任契約に基づいて、資産管理を行う口座の資金を運用するための専用ファンドです。

※当ファンドの購入の申込みを行う投資者は、販売会社と投資一任契約の資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。

2 米国株式のセクター別指数の値動きに連動する複数のETFに投資し、中長期的にS&P500インデックス(配当込み、円換算ベース)を上回る投資成果を目指します。

- 投資対象とするETFは、米国の取引所に上場しているETFとします。
- S&P500インデックス(配当込み)に連動するETFや株式へ直接投資することができます。また、株価指数先物取引を活用する場合があります。



S&P500インデックスとは

米国の投資情報会社であるS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが算出、公表している株価指数で、米国の主要500銘柄を時価総額で加重平均し算出したものです。ベンチマーク(S&P500インデックス(配当込み、円換算ベース))は、米ドルベースのS&P500インデックス(税引後配当込み)を委託会社が円換算したものです。

3 定量分析に基づき、セクター別スコアを算出し、セクターを選定して、各ETFへの投資配分比率を決定します。

- セクター別スコアの算出とセクターの選定および投資配分の調整は、原則として毎月行います。
- セクターの詳細については、後掲の「追加的記載事項」をご参照ください。

4 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

- 基準価額は為替変動の影響を受けます。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

指数の著作権など

S&P500インデックスは、S&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(以下「SPDJI」といいます。)の商品であり、これを利用するライセンスが委託会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、Standard & Poor's Financial Services LLC(以下「S&P」といいます。)の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(以下「Dow Jones」といいます。)の登録商標です。これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサプライセンスが委託会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P500インデックスのいかなる過誤、遗漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

運用プロセス

■ファンドの運用は、運用部 株式クオンツグループが行います。

米国の株式に投資するETF等

3

ファンドの目的・特色

セクター別スコアの算出とセクターの選定

- 景気関連指標、株価変動、バリュエーション、業績予想修正等の指標を用いて、セクター別スコアを算出し、セクターを選定

投資配分の調整

- 定量指標の一時的変動および将来変動の可能性、ならびに株価の過度な変動等を考慮し、投資するセクターを調整

ポートフォリオ

- セクター別スコアの算出とセクターの選定および投資配分の調整は、原則として毎月行いますが、市場急変時等には、臨時に変更する場合があります。

※上記の運用プロセスは有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

分配方針

- 年1回(原則として毎年12月10日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。
(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

追加的記載事項

▶投資対象とするETFの投資方針等

- 投資対象とするETFは、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指すインデックスファンドです。
- 資産規模、流動性等を勘案して、投資対象とするETFの代わりに株式へ投資することができます。
- すべてのETFに投資するとは限りません。また、投資対象とするETFは、適宜、見直しが行われます。
- 以下は、2025年9月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

セクター*1	ファンド名	ベンチマーク	管理費用*2	運用会社
エネルギー	The Energy Select Sector SPDR® Fund	Energy Select Sector Index	0.08%程度	State Street Global Advisors Funds Management, Inc.
素材	The Materials Select Sector SPDR® Fund	Materials Select Sector Index	0.08%程度	State Street Global Advisors Funds Management, Inc.
資本財	The Industrial Select Sector SPDR® Fund	Industrial Select Sector Index	0.08%程度	State Street Global Advisors Funds Management, Inc.
一般消費財	The Consumer Discretionary Select Sector SPDR® Fund	Consumer Discretionary Select Sector Index	0.08%程度	State Street Global Advisors Funds Management, Inc.
生活必需品	The Consumer Staples Select Sector SPDR® Fund	Consumer Staples Select Sector Index	0.08%程度	State Street Global Advisors Funds Management, Inc.
	Vanguard Consumer Staples ETF	MSCI US Investable Market Consumer Staples 25/50 Index	0.09%程度	The Vanguard Group, Inc.
ヘルスケア	The Health Care Select Sector SPDR® Fund	Health Care Select Sector Index	0.08%程度	State Street Global Advisors Funds Management, Inc.
金融	The Financial Select Sector SPDR® Fund	Financial Select Sector Index	0.08%程度	State Street Global Advisors Funds Management, Inc.
情報技術	The Technology Select Sector SPDR® Fund	Technology Select Sector Index	0.08%程度	State Street Global Advisors Funds Management, Inc.
	Fidelity MSCI Information Technology Index ETF	MSCI USA IMI Information Technology 25/50 Index	0.084%程度	Fidelity Management & Research Company LLC (サブアドバイザーとして BlackRock Fund Advisors serves)
コミュニケーションサービス	The Communication Services Select Sector SPDR® Fund	Communication Services Select Sector Index	0.08%程度	State Street Global Advisors Funds Management, Inc.
公益	The Utilities Select Sector SPDR® Fund	Utilities Select Sector Index	0.08%程度	State Street Global Advisors Funds Management, Inc.
不動産	Vanguard Real Estate ETF	MSCI US Investable Market Real Estate 25/50 Index	0.13%程度	The Vanguard Group, Inc.
その他	Vanguard S&P 500 ETF	S&P 500 Index	0.03%程度	The Vanguard Group, Inc.
	iShares Core S&P 500 ETF	S&P 500 Index	0.03%程度	BlackRock Fund Advisors.

*1 セクターは、三井住友DSアセットマネジメントによる分類です。

*2 管理費用とは、各ETFの運用管理費用およびその他費用を各ETFの平均純資産総額で除したもので、本書の数値は各ETFの直近の目論見書等で開示されているものです。

※ETFの形態は、すべて米国籍外国投資信託(米ドル建て)です。

※外国籍のETFは、海外の上場有価証券を取り次ぐことのできる証券会社を通じて、日本国内の一般の投資者が、直接、購入することができるものがあります。直接購入される際は、売買委託手数料(証券会社ごとに異なります。)がかかります。また、円貨と外貨を交換する際に、証券会社が別途定める手数料がかかります。



指数の著作権など

Energy Select Sector Index、Materials Select Sector Index、Industrial Select Sector Index、Consumer Discretionary Select Sector Index、Consumer Staples Select Sector Index、Health Care Select Sector Index、Financial Select Sector Index、Technology Select Sector Index、Communication Services Select Sector Index、Utilities Select Sector Index、S&P 500 Indexについて

上記インデックスは、S&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(以下「SPDJI」といいます。)の商品であり、これを利用するライセンスが委託会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、Standard & Poor's Financial Services LLC(以下「S&P」といいます。)の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(以下「Dow Jones」といいます。)の登録商標です。これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが委託会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、上記インデックスのいかなる過誤、遗漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

MSCI US Investable Market Consumer Staples 25/50 Index、MSCI USA IMI Information Technology 25/50 Index、MSCI US Investable Market Real Estate 25/50 Indexについて

上記インデックスに関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は、上記インデックスの内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。また、同社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



価格変動リスク

株式市場リスク…株価の下落は、基準価額の下落要因です

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。



信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。



カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

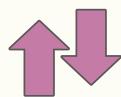
海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。



流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点



ファンド固有の留意点

ベンチマークに関する留意点

ファンドは、S&P500インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとしますが、ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。



投資信託に関する留意点

■ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

■ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

リスクの管理体制

■委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

■リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

■コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

[ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移]



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率:
該当事項はありません

分配金再投資基準価額:
該当事項はありません

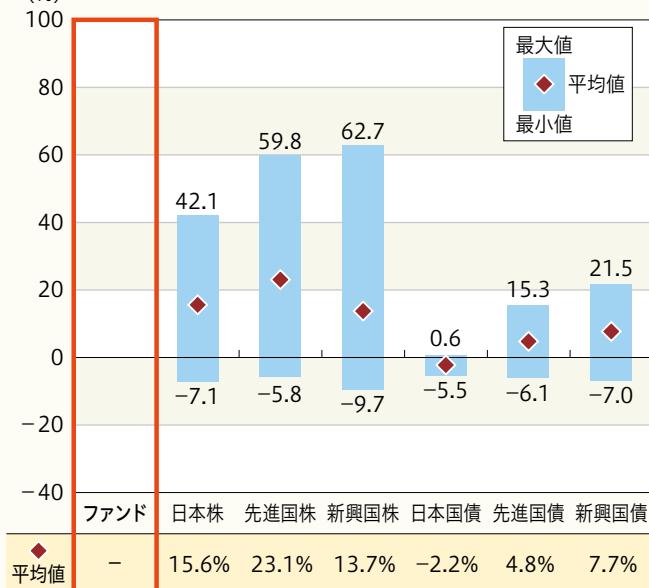
[ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較]



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド:
該当事項はありません

他の資産クラス:
2020年10月～2025年9月



※ファンド設定前のため、ファンドの騰落率はありません。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指標

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX 総研または株式会社JPX 総研の関連会社が算出、公表する指標で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指標で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指標で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指標で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指標で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指標で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指標に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指標の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日:2025年9月30日

※ファンドは、2025年12月12日から運用を開始するため、有価証券届出書提出日現在、記載すべき事項はありません。

※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示する予定です。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

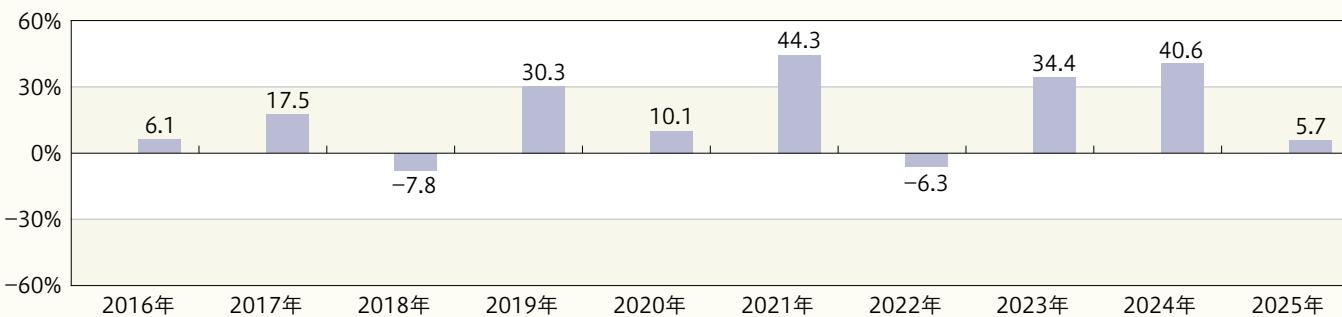
主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。

※以下はベンチマークの年間収益率の推移です。



※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ベンチマーク(S&P500インデックス(配当込み、円換算ベース))は、米ドルベースのS&P500インデックス(税引後配当込み)を委託会社が円換算したものです。

※ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

お申込みメモ

購入時

購入単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初自己設定は1口当たり1円)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金時

換金単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

申込関連

申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	当初自己設定:2025年12月12日 継続申込期間:2025年12月12日から2027年3月4日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申込不可日	以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。 ●ニューヨークの取引所の休業日 ●ニューヨークの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

決算日・収益分配

決算日	毎年12月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) 分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他

信託期間 無期限(2025年12月12日設定)

繰上償還 以下の場合には、繰上償還をすることがあります。

- 繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき
- 残存口数が30億口を下回ることになったとき
- その他やむを得ない事情が発生したとき

信託金の限度額 5,000億円

公 告 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp>)に掲載します。

運用報告書 決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。

基準価額の照会方法 ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「SW米国セ戦」として掲載されます。

- 課税関係

- 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
 - 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。

- 当ファンドは、NISAの対象ではありません。

- 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※上記は、有価証券届出書提出日現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用
(信託報酬)

ファンドの純資産総額に年0.583% (税抜き0.53%) の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

<運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.45%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年0.05%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

投資対象とする
E T F**最大年0.13% (税抜き0.13%) 程度***

※組入れを想定しているETFへの投資割合で計算した場合、年0.0897% (税込み) 程度*

実質的な負担

ファンドの純資産総額に対して最大年0.713% (税抜き0.66%) 程度*

※組入れを想定しているETFへの投資割合で計算した場合、年0.6727% (税込み) 程度*

*投資対象とするETFの運用管理費用は、2025年9月末現在で知り得る情報に基づくものです。また、投資対象とするETFは、適宜、見直しが行われます。

その他の費用・手数料

以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。

- 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
- 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
- 資産を外国で保管する場合の費用 等

※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
----------	-------------------------------

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
----------	--

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は、有価証券届出書提出日現在のものです。



三井住友DSアセットマネジメント